



2021年5月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ス ク リ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 渋 谷 守 浩
(コード番号：2196 東証第一部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 C F O 管 理 本 部 長 吉 瀬 格
(TEL. 03-3539-7654)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2021年6月23日開催予定の第18期定時株主総会における承認を条件として、下記のとおり、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議するとともに、同株主総会において、移行に伴う「定款一部変更の件」について付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査・監督を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、より迅速な意思決定を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 移行の日程

2021年6月23日開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

上記1.に記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。併せて、取締役がその期待される役割を十分発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を社外取締役から取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）に拡大する旨の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月23日(予定)

定款変更の効力発生日 2021年6月23日(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第2章の2 種類株式</p> <p>第12条の2 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条の2 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員会</u></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第2章の2 種類株式</p> <p>第12条の2 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条の2 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の任期)

第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(役付取締役)

第28条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第29条 (条文省略)

(新設)

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、年額を株主総会の決議によって定め、分配を取締役会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 (条文省略)

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第32条 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第33条 当社の監査役は、5名以内とする。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

(役付取締役)

第28条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第29条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、その内容を株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 (現行どおり)

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第33条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

(削除)

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会規程)

第41条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

第43条～第44条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 指名報酬委員会

第46条～第49条 (条文省略)

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。

(削除)

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(削除)

第6章 会計監査人

第38条～第39条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 指名報酬委員会

第41条～第44条 (現行どおり)

第8章 計算
第50条～第53条 (条文省略)

(新設)

第8章 計算
第45条～第48条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任限定に関する経過措置)

当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第18期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 第18期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。